

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

## 子どもの命と人権を守る「チーム学校」の可能性

著者	津田 仁
雑誌名	人権を考える
巻	20
ページ	165-171
発行年	2017-03
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1443/00007748/">http://id.nii.ac.jp/1443/00007748/</a>

# 子どもの命と人権を守る 「チーム学校」の可能性

外国語学部教授 津田 仁

## 1 はじめに

いじめや体罰、暴力やセクシュアルハラスメントによる被害、登下校中の事故、さらに虐待や犯罪に巻き込まれるなど、子どもの人権が侵害され、命をも奪うような重篤な事案があとを絶たない。

学校の内外にわたるこのような事案に対し、各学校においては、校長のリーダーシップのもと、未然防止のための組織体制と教育システムを「チーム学校」として作り上げ、子どもの命と人権を守ることが待ったなしの課題となっている。

この、子どもの命と人権を守るためのチーム体制はどうあるべきか、どのようにすれば教員一人一人が力を発揮し、チームが効果的に機能するのか、どのような専門家や関係機関とどのように連携・協働を進めればよいか、などについて、実践的な研究を進めていくことが必要である。

## 2 「チーム学校」が求められる背景

平成28年12月21日、国の中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が出された。教育課程の編成に関わる答申であるが、そこでは、「社会に開かれた教育課程」として次の三点が強調されている。

- (1) 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- (2) これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- (3) 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放

課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、そのめざすところを社会と共有・連携しながら実現させること。

教育課程の実施そのものが学校の中にとどまらず、地域や社会、世界とつながっていくことが求められている。

一年遡り、平成27年12月21日には、同じく中央教育審議会から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」が出されている。

同答申においては、チームとしての学校が求められる背景として、

- (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育むために、不断の授業改善やカリキュラムマネジメントを通じた組織運営の改善を進める体制整備が必要
- (2) いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実、貧困問題など、複雑化、多様化した課題を解決するための体制整備が必要
- (3) 我が国では、教員は、学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して指導しており、国際的に見て、勤務時間が長く、教員以外の専門スタッフの配置が少ない現状があり、子どもと向き合う時間の確保等のための体制整備が必要

を挙げている。このように新しい状況、多様で幅広い課題に立ち向かうため、日本の学校状況を踏まえた体制整備が喫緊の課題となっている。

### 3 「学校を核とした地域づくり」の要請

こういった状況に対し、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」では、「チームとしての学校」を実現するためには、「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である、としている。

また、学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子どもの成長を支えていく体制を作ることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組む

ことができるようにすること、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子どもの健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要がある、としている。

さて、同じ平成27年12月21日には「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」も出されている。

同答申では、「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのかなど目標やビジョンを地域住民等と共有し、「地域とともにある学校」へと転換していくことの必要性が示されている。また、現在制度化されているコミュニティスクールをすべての学校がめざすべきであるとも記しており、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る必要があるとしている。

一方、さらに遡ることになるが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第8条の規定に基づき、平成26年8月29日閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては、教育の支援として、貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子どもの貧困対策を展開するとしている。

また、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する、このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図ることなどが盛り込まれている。

#### 4 これまでの学校組織の体制と現状の到達点

いま、チームとしての学校が求められ、その学校を核とした地域づくりが要請されている。

改めて、これまでの学校組織の体制と現状の到達点を確認したい。

かつて、校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手、講師、事務職員、栄養職員、用務員等から構成されていた学校組織に、まず主任が加わり、さらに副校長、主幹教諭、司書教諭、栄養教諭などが制度化されてきた。加えて、図書館の補助員、外国語指導助手（ALT）、スクールカウンセラー（SC）などの外部人材の活用が進められるとともに、児童委員・民生委員や福祉機関、警察、病院等の諸機関との連携が進められてきた。

現在は、学習や生徒指導、部活動、特別支援など、外部の方に支援に入っただけの場面や形態もたいへん多様化の一途をたどっており、看護師やスクールソーシャルワーカー（SSW）など新たな専門家の配置拡充の必要性も強く求められている。

このように求められる職種や人材の幅が広がると同時に、教員について示されているように、従前からある職種についても、求められる資質・能力について「不易」と「流行」がある。

例えば、事務職員には、校務事務が複雑化、多様化する中で効率化、情報化への対応が求められ、これまで担当してきた財務事務や総務事務に加えて、危機管理やICT管理、学校評価や渉外等の学校運営に関わる役割に積極的に関与することが求められている。

## 5 「危機」管理体制と学校組織マネジメント

学校を取り巻く種々の課題に対応するため、とりわけ冒頭に提起した、子どもの命と人権を守るためのチーム体制はどうあるべきか、どのようにすれば教員一人一人が力を発揮し、チームが効果的に機能するのだろうか。

子どもの人権や命に係わる事案が生じるというのは、おおよそ学校が「危機」に直面しているということに他ならない。

直轄の学校で子どもの命や人権に関わる重大な事案が生じた際には、教育委員会から当該の学校等に緊急支援に入る。また、県教育委員会が市町村教育委員会に指導、助言、援助の一環としてかわる場合もある。

前職経験から言うと、緊急事案に対する学校の対応には、当然のことなが

ら、日常の組織体制の在りようが大きく影響している。

- ① 未然防止的なりスクマネジメントと、事案が生じた際のクライシスマネジメントがともに明確になっているのかどうか。
- ② 教職員に加えて、専門スタッフを含めた組織体制と日頃からの組織運営が構築されているのかどうか。
- ③ そもそもの教職員の間での役割分担、責任と権限の明確化がなされているのかどうか。

かつて、高等学校に勤務していた時、避難訓練の指導助言をしていただいた消防署の方が、「私たちは生徒さんの動きを見に来たわけではありません。先生方、職員の方々の動きを見に来させていただきました」とおっしゃったことがあった。ヒヤリハットから重大な事態を想定して、日常の組織体制、組織運営が整備されていると、重大な事案の生起を防止することにつながる。さらに、仮に生じた場合でも、子どもや保護者が受けるダメージを最小限にとどめることができる。そしてこれらは、教職員全員が「知っている」レベルにとどまらず、「できる」さらに「わかっている」「やりこなすことができる」レベルに常に深化し続けている状況であることが大切である。教職員がみな、対応方針の趣旨を的確に理解し、行動変容がそこに生じ、さらに、主体的に体制を点検し行動できるような組織運営の在りようをめざすことが必要である。

## 6 「チーム学校」の可能性

そもそも多様な人材が学校に求められたのは、学校教育活動全体が複雑化、多様化することの中で、教員の「ストライクゾーン」があまりに広くなり、その上、多様な高い専門性が求められたからであると考え。日本における教員の「ストライクゾーン」は当然のごとく「授業」だけにとどまらない。「生徒指導」「進路指導」・・・授業以外に担任や分掌、委員会といった業務を担わなくてはならない現状が日本の学校にはある。この日本の学校のマトリクス組織をどう考えるのか、教員の専門性の発揮場所をどうあるべきと考え、

高い専門性の維持向上と業務量の適正化を図るか。もちろん生徒に全体的に関わるという日本の「ホリステック」な教員の在りようの長所を否定するものではない。しかしながら、現状の学校、教員が置かれた状況の中で、改めて、「授業」を中心とした「ストライクゾーン」を標準化、明確化することが求められているのではないか。前述した事務職員についても同様である。果たすべき役割、職務の標準化を行いつつ、教員、職員に専門スタッフを加えた「チームとしての学校」の在りようを促進し、充実を図ることが重要である。

「チームとしての学校」としては、別のところでいじめ防止等対策のためにスクールロイヤー（SL）の活用の調査研究を提起したいと思っている。

SLの導入・活用は、学校ルールの適用、深刻ないじめなどの生徒指導事案への対応、学校が果たすべき説明責任に関わる法的助言などに関わり、学校教育活動の支援に益々必要となっている。「チーム学校」をどのようなメンバーで構成するかも課題である。

そして、この「チーム学校」のマネージャーは校長である。学校の内と外をしっかりとリサーチし、当該校のミッション、教育方針を具体化し、学校内外の人材が有する専門性が生かされるような組織づくり、仕組みづくり、協働的な雰囲気、組織文化づくりに取り組むことが求められる。

事案の初期対応から教職員のベクトルが揃わず、アセスメントとプログラミングが滞り、事案がこじれ、あるいは長期化し、結果的に子ども、保護者そして学校自体のダメージを大きくするというようなことはぜひ避けたいものである。そして、学校は、子どもに対する人権侵害や子どもがかけがえのない命を失うような事態を未然に防ぎ、しっかり子どもを守る場所でありたい。そのためには「チーム学校」を有効に機能させる必要がある。

「チーム学校」に関わる実践的研究が進み、子どもの「最善の利益」に、少しでも早く、さらに近づく解決方策を模索していくシステムとして、「チーム学校」が構築されていくことに大きな期待を寄せている。

**参考・引用文献**

- 鈴木康裕・佐々木千里・住友剛編著 2016 『子どもへの気づきがつなく「チーム学校」スクールソーシャルワークの視点から』 かもがわ出版
- 高木展郎 三浦修一 白井達夫 著 2015 『「チーム学校」を創る』 三省堂
- 山野則子編著 2015 『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク現場で使える教育行政との協働プログラム』 明石書店

本稿は、神戸親和女子大学 古川知子教授との共同研究「子どもの命と人権を守る教育システムについての研究～スクールロイヤー等と連携した『チーム学校』の在り方～」をベースにしている。